

# 学校いじめ防止基本方針（抜粋）

石川県立七尾東雲高等学校

## 「いじめ」の定義

〈平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

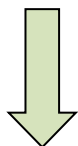
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【留意点】

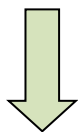
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を組織的に行う。

# I いじめ発生時の対応の流れ

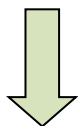
日常の取組  
風通しのよい学校づくり



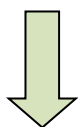
いじめ認知  
現認・訴え・相談・調査



いじめ問題対策委員会の開催



対応・措置

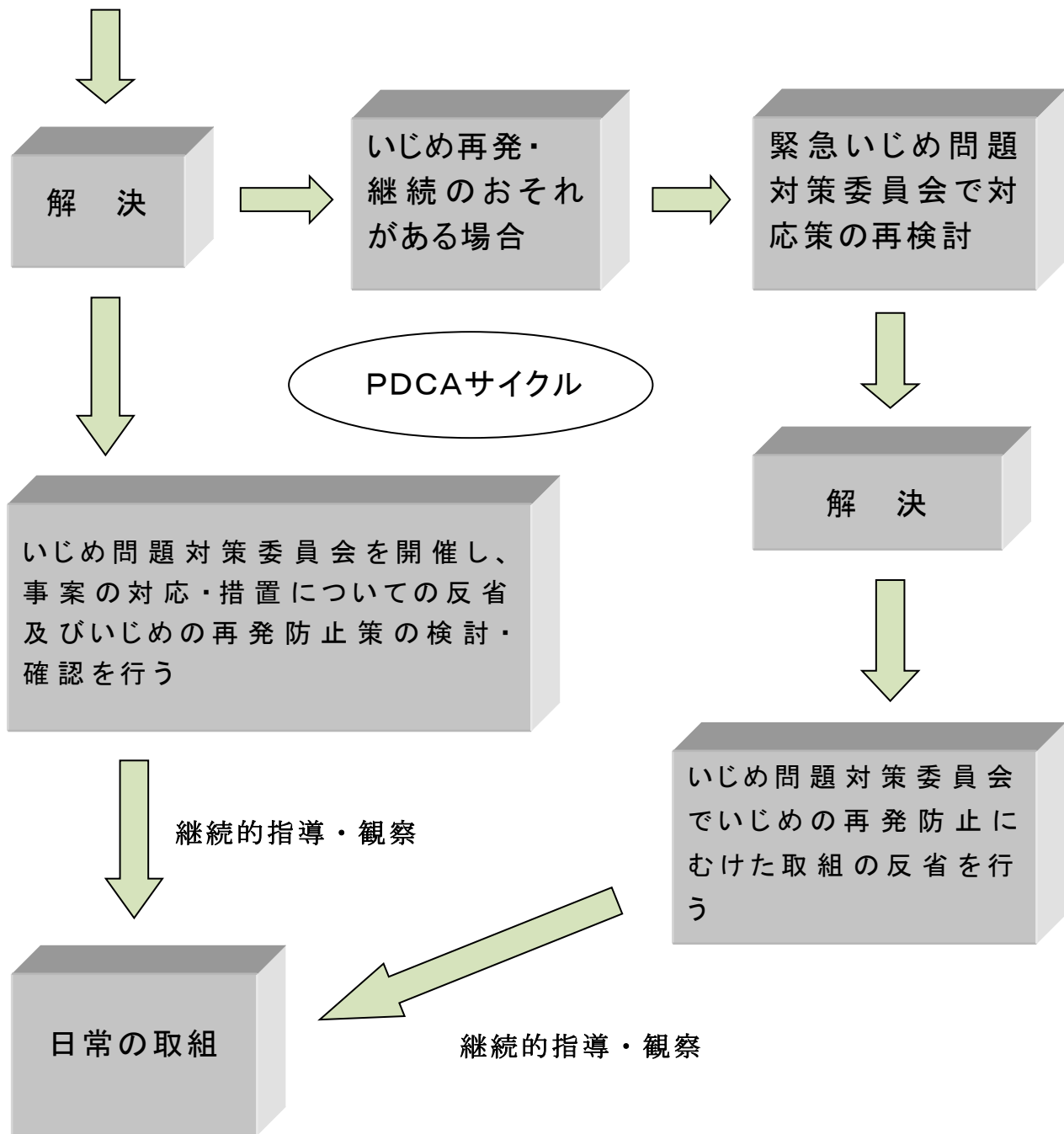


- ①常に状況把握に努める。(教職員、生徒、保護者、地域住民からの情報)
- ②組織として取組み、教員一人ひとりが全教育活動において「いじめは許されない行為であること」「いじめを見逃さない姿勢であること」を示す。
- ③いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有に努める。  
【観察】【個人面談の実施】【いじめアンケートの実施(年2回)】

- 「個別案件対応班」を編成し、役割分担に沿って対応するメンバーは事案によって異なる。(例:生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・学年主任・当該部顧問)
- ①被害者から事実を確認し、被害者の安全を確保する。
  - ②加害者から事情を聴取し、管理職に報告し、緊急いじめ問題対応委員会開催の準備を進める。
  - ③被害者・保護者に対して、明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
  - ④不測の事態(家出等)を想定し、被害者本人・保護者・関係教職員と常に連絡がとれる状態を保つ。

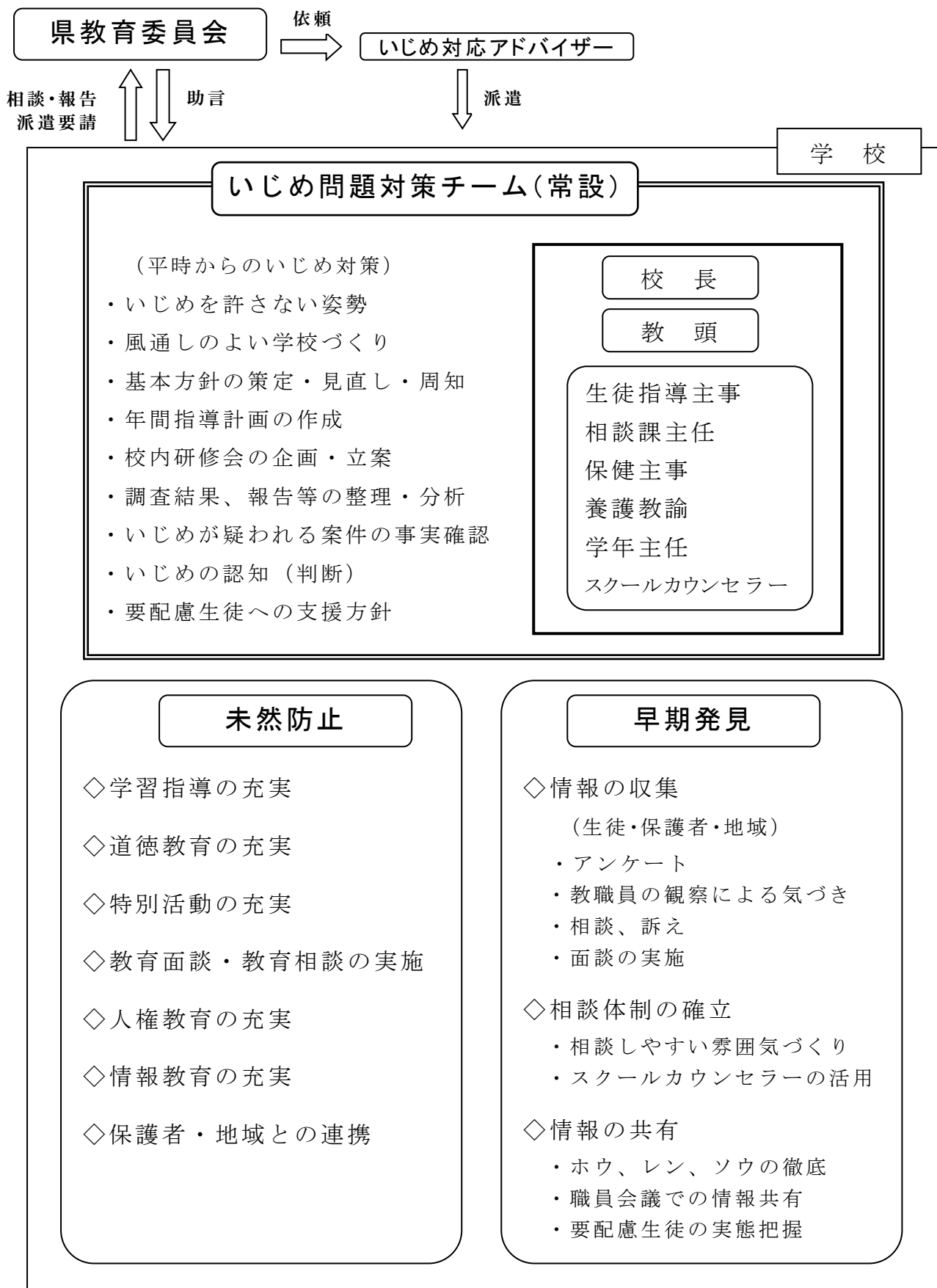
- メンバーは校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・当該学年主任・当該部顧問・(SC)
- 「いじめ状況確認シート」、「いじめ被害者支援シート」、「いじめ加害者指導シート」により具体的な対応を検討する。状況により、県教育委員会・警察・児童相談所へ連絡し、支援を受ける。
- 【連絡担当者:教頭→教委、生徒指導主事→警察、保健相談課主任→児童相談所】

- ①被害者の安全を徹底的に守る。いじめられる事情をよく調査し、擁護に万全を期す。
- ②加害者にいじめ行為を認識させ、注意し、指導する。
- ③保護者と連絡を密に取りながら、被害者の心のケアに努める。
- ④被害者(保護者)・加害者(保護者)への仲介を試み、事態の收拾に全力を尽くす。
- ⑤「いじめ問題対応記録表」に日々の対応の詳細を記述する。
- ⑥人間関係能力・場面に応じた適切な行動の指導を行う。



- ※
- ・ 重大な事態が発生した時は、県教育委員会を通じて知事に報告する。
  - ・ 「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査にあたる。
  - ・ 必要に応じて全校集会・保護者説明会を開催する。

## Ⅱ 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



# Ⅲ いじめ問題への学校基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの態様

#### ○言語的攻撃

- ・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・「臭い」「うざい」「消えろ」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・冷やかし、からかい、脅し文句を言う。

#### ○身体的攻撃

- ・わざとぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ・肩パンチをする。プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

#### ○社会的攻撃

- ・仲間はずれ、集団で無視をする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・金品をたかる。恐喝。物を売りつける。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板等で、誹謗や中傷の情報を載せる。
- ・使い走りをさせたり、万引きやカツアゲを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。

※「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、いじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

(犯罪例) 暴行罪、強要罪、傷害罪、強要罪、脅迫罪、恐喝罪、窃盗罪、強盗罪、器物損壊罪、名誉棄損罪、侮辱罪

### (2) いじめの未然防止

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえなければならない。したがって、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての教職員がいじめを自らの課題として受け止め、組織を挙げて継続的に取り組むことが必要である。

いじめを防止するためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す必要がある。道徳教育や人権教育等を充実させ、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、規範意識の向上を図り、生徒が自分と他人の存在を等しく認め、生徒がお互いの人格を尊重し合える態度を培うなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。

以下の教育活動を心がけ、心豊かな人間を育てる。

- ①ルールへの対応の繰り返しを通して、その社会に同化して生きられるようにする。
  - ②文化を学び発展させ、より良い社会をつくる資質と態度をつくる。
  - ③**自己実現**を経験させることにより、生きる意欲と自分の能力を社会に生かすことを学ぶ。
  - ④選びに対する心構え（合理化など）を磨き、社会の選別機能に対する適応を図る。
- 日頃から、個に応じた「わかる授業づくり」を進め、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送られるように支援する。
- いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りながら、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。
- 「心の教育」を推進し、思いやりの心・生命を尊重する心・倫理観・正義感を培う。
- 心の通うコミュニケーション能力の素地を培うため、道徳教育・体験活動等の充実を図る。

### （３）いじめ問題への基本姿勢

「いじめを見逃さない」という姿勢を明確に示し、家庭・地域・関係機関との連携による「風通しのよい学校づくり」を心がける。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人に徹底する。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- いじめられている側の立場に立った親身の指導を行う。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。
- 警察や補導センターなどの外部機関との連携を図る。

#### (4) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自身がいじめの問題について学び、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に連絡する（チクる）ことは卑怯である」「見ているだけなら問題はない」などの考えは誤りであることを学ばせる。そして、生徒会による「いじめ撲滅の宣言」や「いじめ防止キャンペーン」、「いじめディスカッション」等の自主活動についてチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 2 早期発見

### (1) 学校や家庭で分かるいじめ発見のポイント

#### ①態度やしぐさ

- いらいらして反抗的になる。急に口数が少なくなる。元気がなくなる。
- 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 用もないのに職員室や保健室によく来るようになる。
- 活気がなく、おどおどしている。
- 言葉づかいが荒れた感じになる。
- 家族との対話を避けるようになる。
- 感情の起伏が激しくなり、人・ペット・物等に八つ当たりする。
- 部屋に閉じこもる。考え事が増える。家族と食事を摂らなくなる。
- ため息をついたり、ぼーっとしたりすることが多くなる。
- 一人でいることが多くなる。

#### ②服装・身体・体調

- 衣服に汚れや破れが見られる。
- 手足、顔、腹部にすり傷や打撲の痕がある。
- 急に学校に行きたくないと言い出す。
- 通学時間になると体調不良を訴える。
- 学校を早退することが増える。
- 用事もないのに帰宅時間が早くなったり、遅くなったりする。
- 朝早い時間に家を出る。
- 食欲不振、不眠を訴える。

#### ③学習

- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急に成績が低下する。

#### ④持ち物・金品

- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいはお金を欲しがる。

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。
- 買い与えたものがなくなったりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 保護者の知らないものを持っている。

#### ⑤交友関係

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される
- 外出が多くなる。
- 口数が少なくなり、学校のことや友だちのことを話さなくなる。
- 急に友だちが変わる。

### （２）早期発見のための措置

- 定期的なアンケート調査の実施
- 教育相談体制（個人面談週間）の実施
- 保護者の悩みや相談を積極的に受け止める雰囲気づくり

## 3 いじめに対する対応

### （１）組織的に対応する。

### （２）生徒や保護者から「いじめ被害」の相談や訴えがあったときの対応

まず、生徒の安全を確保する。そして、生徒（保護者）の話に真摯に傾聴する。

- ①いじめの事実を把握する。
- ②苦しみを受容する。
- ③早急に対策会議を開催する。
- ④活動・自信回復への積極的支援を行う。

### （３）いじめた生徒への指導または保護者への支援

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか出席停止や警察との連携による措置



を含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲罰を加えることも考える。ただし、その際は教育的配慮に十分留意し、自らが行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育む事が出来るよう成長を促す目的で行う。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

## 4 「ネット上のいじめ」への対応

### (1) 未然予防・早期発見

- フィルタリングの設定、家庭内ルールの策定、保護者の見取りなどについて、保護者（家庭）への啓発を図る。
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育を推進する。
- 生徒や保護者を対象としたネット社会についての防犯講話を実施する。
- インターネット利用に関する校内研修会を実施する。
- 定期的なネットパトロールにより、いじめの未然予防・早期発見に努める。
- 閲覧者から情報を収集する。
- 生徒の様子の変化を鋭敏に感じとり、いじめの兆候を見逃さない。
- 有害な情報から生徒を守る手段として、パソコン・携帯電話のフィルタリングの設定に協力してもらう。入学時に設定の「誓約書」を提出してもらう。

### (2) ネットいじめへの対応

不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。

#### ①書き込み内容の確認

→ ②書き込み内容の記録・保存

→ ③サイト管理者に削除依頼

※「削除依頼」しても削除されない場合は、警察や地方法務局・教育委員会に相談するなどして、対応方法を検討する。